

令和5年度  
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時：2023年10月3日（火）午後7時開会  
場 所：札幌市医師会館 1階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（関健康企画課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております札幌市保健所健康企画課長の関と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。

それでは、早速ですけれども、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

左手の一番上から、会議次第、委員名簿、座席図、運営協議会の条例、令和5年度事業概要です。それから、右手には、本日の事業説明でメインに使います札幌市保健所運営協議会議事資料と書いてありますA4判横のもの、さっぽろ医療計画2024という分厚い冊子、そして、一番下には（写）と書いてあります諮問書をご用意させていただいております。

もし落丁等がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお知らせいただければと存じます。

それではまず、保健所運営協議会の概要についてご説明させていただきます。

札幌市保健所運営協議会条例と書かれた資料をご覧ください。

保健所運営協議会は、地域保健法第11条、それから、今ご覧いただいております札幌市の条例により設置いたしております、札幌市におきます地域保健や保健所の運営に関する事項を審議する機関となります。

本日は、この後、八つの議題についてご説明をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、幅広くご意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、3名の委員が欠席となっております。全委員14名中11名の出席ということで、条例第5条の規定によりまして本日の会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

なお、この協議会は公開で開催することとなっております。

それから、議事録を札幌市公式ホームページ上で公開させていただきますので、あらかじめご了承をいただけますと幸いです。

それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局医務・健康衛生担当局長の西條より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○西條医務・健康衛生担当局長 皆さん、こんばんは。保健福祉局医務・健康衛生担当局長を務めております西條といたします。本日は、よろしく申し上げます。

令和5年度札幌市保健所運営協議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

皆様には、日頃から札幌市の保健行政をはじめとする市政全般にわたりまして、ご支援とご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

また、大変お忙しい中、本日、会議にご出席をくださいましたこと、そして、今年度は新たに6名の委員にご就任をいただくことになりましたが、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

本協議会につきましては昨年度から対面で開催することになりました。現在もCOVID-19——新型コロナウイルス感染症の流行が続いている状況ではありますが、今年度につきましても対面で開催させていただき運びとなりました。

私たち保健所の業務は、市民の皆様の健康、日々の生活、福祉に直接関わるものばかりでありまして、それだけにこの運営協議会は私たちにとってとても大切な協議会の一つであります。

今回の協議会では8項目のご審議をいただく事項があります。皆様から忌憚のないご意見をいただき、保健所のよりよい運営に生かしてまいりたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（関健康企画課長） それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員長のご紹介の後、五十音順に皆様のお名前を申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立をいただければと存じます。

委員長でございます一般社団法人札幌市医師会会長の今真人様でございます。

続いて、各委員の皆様のご紹介です。

札幌市食生活改善推進員協議会顧問の市野美砂子様でございます。

札幌市小学校長会事務局次長の小田英人様でございます。

東区連合町内会連絡協議会会長の白石奎一様でございます。

連合北海道札幌地区連合会副会長の菅原正志様でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の清野実様でございます。

公益社団法人北海道看護協会会長の高橋久美子様でございます。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の田畑隆政様でございます。

公益社団法人北海道栄養士会会長の中川幸恵様でございます。

一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の福山耕司様でございます。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様でございます。

なお、本日ご欠席の委員の皆様はお名前だけご紹介させていただきます。

北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部札幌地区本部長の大野博繁様、札幌市PTA協議会副会長の小笠原宏至様、北海道大学大学院医学研究院公衆衛生学教室教授の玉腰暁子副委員長となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、保健所の職員をご紹介します。

それぞれの職員から自己紹介させていただきます。

○事務局（西條医務・健康衛生担当局長） 改めて、医務・健康衛生担当局長の西條ご

ざいます。今日は、よろしくお願ひします。

○事務局（影山健康安全担当局長） 健康安全担当局長の影山でございます。

○事務局（山口保健所長） 保健所長の山口でございます。

○事務局（西村ウェルネス推進担当部長） ウェルネス推進担当部長の西村でございます。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 成人保健・歯科保健担当部長の秋野でございます。

○事務局（小山内医療政策担当部長） 医療政策担当部長の小山内でございます。

○事務局（敦賀調整担当部長） 調整担当部長の敦賀でございます。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 食の安全担当部長の伊東でございます。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の吉津でございます。

○事務局（金網施設担当部長） 施設担当部長の金網でございます。

○事務局（石原管理担当部長） 医療対策室管理担当部長の石原でございます。

○事務局（西尾業務調整担当部長） 医療対策室業務調整担当部長の西尾でございます。

○事務局（井上ワクチン接種担当部長） 医療対策室ワクチン接種担当部長の井上でございます。

○事務局（関健康企画課長） 本日は、このほか、各議題の関係の課長と係長が出席をさせていただきます。

それでは、議事に移りたいと存じますが、ここでマイク的使用方法についてご説明させていただきます。ご発言をいただく際には、皆様の前方にございますマイクのボタンを押していただいてから発言していただければと思います。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して切っていただきます。スイッチが入っている間は緑色のランプが点灯します。それから、恐縮ですが、マイクになるべく近づいてお話しただければ聞こえやすいかと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の進行につきましては、札幌市保健所運営協議会条例の規定に従い、委員長をお願いしたいと思いますが、併せてご挨拶もお願いできればと存じます。

それでは、今委員長、よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○今委員長 改めまして、皆さん、こんばんは。委員長の今と申します。

本日は、様々な分野の方々からご参加をいただいております。大変お忙しい中、感謝を申し上げます。

保健所については、地域保健、公衆衛生に係る重要な役割を担っていることは皆さんもご存じだと思います。コロナのBA系統、XBBがピークアウトしたかに見えますが、名前はかわいいのですが、BA.2の子孫のピロラというものが南米からヨーロッパへと拡大しておりまして、免疫回避能力が非常に高いというような論文が出ております。つまり、コロナは終わったわけではなく、秋、冬にかけてまた再拡大するのではないかと非常に警戒心

を持って見ているところでございます。保健所は、このコロナ禍において、苦しみながらも大活躍をされたわけで、各界で非常に高い評価を得られているところですし、全国的にも札幌市は評価されていると様々なところから伺っております。

今回、運営協議会の附属機関として、保健所がよりよい運営ができるように寄与していきたいと思っています。

審議という言葉が関様からございました。辞典を引いてみますと、検討して可否を討議することという定義でございます。皆様からの活発なご意見を賜りながら、この協議会をよりよく運営していき、かつ、討議したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の次第に従いまして、令和5年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をお願いいたします。

質疑応答は一通り説明が終わってからとさせていただきますので、どうぞよろしく願いします。

○事務局（山口保健所長） 議事説明に入らせていただく前に、昨年度、協議会でご報告した議題について、ここ1年間の経過を簡単にご説明させていただきます。

第4次食育推進計画の策定と第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の策定の二つについてですが、昨年度の運営協議会でご報告させていただいてから計画策定に向け、順調に調整を進めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてと札幌市感染症予防計画の策定については、感染症法の改定等により感染症対策について新たな局面を迎えることとなっております。この対応について本日はご報告をさせていただければと思っています。

また、動物愛護管理センターにつきましては、計画どおり、無事、竣工いたしましたので、その竣工のご報告と今後の事業展開について本日はご説明させていただきます。

それでは、議事説明に入らせていただきます。

#### 【第4次札幌市食育推進計画の策定について】

○事務局（山口保健所長） まず、私から第4次札幌市食育推進計画の策定についてのご説明をさせていただきます。

令和5年度札幌市保健所運営協議会の議事資料をめぐっていただきまして、グリーンのバーが入っている第4次札幌市食育推進計画の策定についてをご覧ください。

札幌市食育推進計画は、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として位置づけられておりまして、札幌市の食育に関する基本的な事項について定めるものです。

計画の策定趣旨は、健康寿命の延伸や継続可能な食生活の推進を目指しまして、多様な関係機関と連携した食育を計画的かつ効果的に推進することです。

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンは、まちづくりの基本的な指針として、札幌市の計

画体系では最上位に位置しているものです。重要概念の一つにウェルネス、これは健康寿命の延伸と考えておりますけれども、それを定めまして、生涯を通じた健康づくりについて示しており、この第4次計画についてはその概念に沿った個別計画として位置づけをしているものです。

次に、2ページをご覧ください。

札幌市民の現状と課題について、このスライドで示しています。

札幌市の調査では、食育に関心のある人が7割を超え、増加傾向にあります。特に若い世代や働く世代において、健康的な生活リズムや食生活、生活習慣病の予防のための朝食の欠食や野菜摂取量が少なく、栄養バランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなどの課題が見受けられたところです。

また、65歳以上の高齢者の方については6人に1人が低栄養状態の傾向にあります。この低栄養は、介護が必要な一歩手前のフレイル、要介護の要因の一つと言われておりまして、高齢者の栄養摂取や食生活などが課題となっているところです。

次に、3ページをご覧ください。

基本理念は食を通して豊かな人間性を育みますとしまして、食を通じたコミュニケーション、健康的な食生活の実践や食環境整備、食品ロスの少ない持続可能な社会、農産物の利用や食文化の継承など、市民が食に関する知識を身につけて健全な体を培い、豊かな心を育て、笑顔が広がるまちづくりを目指すとしています。

この基本理念の実現に向け、三つの基本目標を設定しました。

一つ目は、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進です。二つ目は、食の循環や環境、安全を意識した食生活の推進と食文化の継承です。三つ目は、食育推進体制の整備です。そして、これにひもづく①から⑥の六つの基本的施策を定め、本計画に盛り込む形でまとめました。

計画における施策の成果や達成度を把握するため、23の成果指標を設定し、その達成に向けて、乳幼児から高齢者までのライフステージに対応した切れ目のない具体的な取組と活動指標を108項目挙げています。

なお、第4次計画の計画期間は、令和6年1月から令和9年度としております。

策定期間についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価等に関する調査が実施できなかったため、令和4年度にこの評価の調査を実施いたしました。その調査結果を次期計画に反映させて策定する必要があったため、現行の計画期間を延長して策定することといたしました。

第4次計画については、現行の第3次計画の成果や課題を踏まえ、健康寿命の延伸や持続可能な豊かな食生活の推進を目指し、特に若い世代や働く世代を中心としたライフステージやライフスタイルに対応した切れ目のない生涯を通じた食育の推進、また、多様な関係機関と連携した食育の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定することとしています。

次に、4ページをご覧ください。

策定スケジュールについてお示ししています。

令和4年3月に附属機関である食育推進会議に諮問し、3回の審議を経て、今年の7月に答申を受けたところです。市の関係課による会議を経て、市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、令和5年12月に第4次札幌市食育推進計画を公表する予定です。

第4次札幌市食育推進計画についての説明は以上です。

#### 【第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（仮称）の策定について】

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 続きまして、5ページの第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（仮称）の策定について説明させていただきます。

まず、5ページの上段ですが、計画策定の背景です。令和4年6月の札幌市議会におきまして、歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市歯科口腔保健推進条例が成立いたしました。この条例におきまして歯科口腔保健の推進に関する計画の策定が義務づけられました。

また、現行の札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の計画期間が今年度で終了いたしますので、条例で市の責務とされました様々な施策を盛り込んだ第2次計画を策定する必要がある状況となっています。

下段ですが、成立しました札幌市歯科口腔保健推進条例のポイントです。

1番目ですが、近年、歯と口腔の健康が全身疾患や要介護状態と密接に関わっていることが明らかになってきたことを踏まえ、市民の生涯にわたる歯科健診の充実や高齢者のオーラルフレイル対策の充実を図り、市民の健康寿命の延伸を目指すということです。

2番目ですが、家庭環境等の社会環境要因による歯科疾患の健康格差が生じていることから、公衆衛生的見地から効果的な対策であるフッ化物応用の推進を図り、健康格差の縮小を図るということです。

3番目ですが、通院が難しいなどにより歯科治療を受けることが困難な障がい者や障がい児、要介護高齢者に対する定期的な歯科健診や歯科保健指導の充実を図るということです。

次に、6ページをご覧ください。

本計画の位置づけです。

本計画は、先ほどもご説明したとおり、条例に計画の策定義務がございます。また、国の歯科口腔保健の推進に関する法律におきましても、地方公共団体に歯科口腔保健の推進に関する施策の策定実施義務がございますので、条例及び法律を根拠とした計画ということです。

北海道、また、庁内関係部局の関連計画との整合性を図り、また、条例に基づく附属機関である札幌市歯科口腔保健推進会議にて次期計画の調査審議を行うことを予定していま

す。

下段ですが、計画期間といたしましては令和6年から令和11年度までの6年間で予定しております。

次に、7ページをご覧ください。

主な取組方針案ですが、現在、歯科口腔保健推進会議におきまして計画案の協議が行われておりますが、次のような項目が盛り込まれる予定で協議されております。

1点目は歯周疾患検診や後期高齢者歯科健診等の市民の生涯にわたる歯科健診の充実、2点目は歯科疾患の健康格差の縮小に向けたフッ化物洗口の推進、3点目は医療的ケア児を含む障がい者（児）に対する歯科保健医療対策の推進、4点目は地域包括ケアシステムの一環としての要介護高齢者に対する在宅歯科医療、医科歯科連携・歯科介護連携の推進、5点目は高齢者の通いの場等への歯科専門職の派遣によるオーラルフレイル対策の充実、6点目は、8020運動等、歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発の充実、7点目は大学との連携による歯と口腔の健康づくりの調査研究の推進です。こういった取組を次期計画の中に新たな取組として盛り込む方向で現在協議が進められております。

下段の策定スケジュールですが、今後、議会報告、また、パブリックコメント等を経まして、今年度末である来年3月の計画の公表を予定しているところです。

#### 【第2次札幌市がん対策推進プラン（仮称）の策定について】

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 次に、8ページをご覧ください。

第2次札幌市がん対策推進プランの策定についてご説明させていただきます。

基本方針と分野別目標のうち、まず、基本方針について説明させていただきます。

基本方針につきましては、現行の札幌市のプランの体系、また、国の第4期の計画の内容を踏まえて設定する予定としております。右下の図の次期プランですが、基本方針につきましては、国の基本方針と同じで、誰一人取り残されないがん対策を推進し、全ての市民とがんの克服を目指すというものを掲げる予定です。

オレンジ色の分野別目標ですが、科学的根拠に基づくがん予防、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築の二つの柱とし、その下はこれらを支える基盤の整備を設定しています。

左下のスケジュールですが、現在、専門部会におきまして検討作業を進めております。策定スケジュールの後半につきましては、先ほどの歯科の計画同様、議会報告、パブリックコメント等を経まして、来年3月の計画の公表を予定しています。

次に、9ページをご覧ください。

左側に現行プラン、また、右側に次期プランの骨子の比較の表を載せております。今回は、国の3期計画、市の現行プランと国の4期計画に定める施策、目標の差に着目し、その差を追加する取組を盛り込んだプランの策定を予定しています。

詳細につきましては、次の10ページをご覧ください。



まず、左上の健康さっぽろ21（第2次）における指標の達成状況です。

こちらには75歳未満のがん年齢調整死亡率の推移を掲載しています。健康さっぽろ21の現行計画におきましては、グラフの真ん中の線の目標値70.3%を掲げておりました。減少傾向にはございますが、残念ながら、現段階では目標値に達していません。

右上の札幌市民のがん検診の受診率のグラフをご覧ください。

がん検診受診率につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについて、それぞれ目標値40%と掲げていたところです。この目標値につきましては達成できたところですが、残念ながら、コロナの影響もあり、令和4年度は受診率が若干減少している状況です。

また、スライドの下段には新たな取組を記載しています。

一つ目は、アピアランスケアです。こちらは令和4年度に実施しました市民意識調査の結果、また、他政令市の取組状況からアピアランスケアの取組は私どもとしても非常に重要と考えています。右上にアピアランスケアに関する取組について載せておりましたが、医療用ウィッグの助成や乳房補正具に対する助成事業がほかの政令市におきましては進んでおります。現在、札幌市は未実施ですが、札幌市におきましても次期計画の中でアピアランスケアの支援に対する取組を盛り込んでいきたいと考えています。

次に、左下のがん検診の受診体制の整備です。現在、集団検診の予約が町内会の回覧板方式となっていて、個人情報保護や町内会加入率の低下等により申込みが難しくなっているとといった課題がございます。このため、市民ががん検診を受診しやすくなるよう、電話やウェブ、スマホ等を活用して検診予約ができるように準備を進めてまいりたいと考えています。

最後に、右下のデジタル化の推進です。

1点目は、先ほどもご説明いたしましたが、今後、オンラインでの検診予約や市民サービスが提供できるよう、検討を進めてまいります。また、2点目ですが、がん対策の周知啓発は非常に重要ですので、既存の啓発に加えまして、ウェブ広告等を活用した若者等を含めたがん検診の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

#### 【札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」について】

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 次に、11ページをご覧ください。

札幌市健康づくり基本計画である健康さっぽろ21について説明させていただきます。

まず、健康さっぽろ21ですが、健康増進法に基づく市町村健康増進計画です。国が策定した健康日本21の札幌市計画であるとともに、国が策定しております健やか親子21という母子保健の市町村計画となる札幌市計画を含むものとしています。また、札幌市のまちづくりの方向性を示した基本指針である札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な方針に沿って推進される個別計画としての位置づけもございます。

健康さっぽろ21の計画期間は、2014年度からとなっています。2018年度を中

間評価年としています。また、当初は、計画の終期を今年度の2023年度としていたところですが、国の健康日本21の期間が1年延長されたことを受け、当初の計画期間を1年延長し、来年度までを計画期間の予定としています。

次に、12ページをご覧ください。

健康さっぽろ21（第2次）の計画の体系です。基本理念を市民が地域とのつながりの中ですこやかに心豊かに生活できる社会の実現とし、全体目標を健康寿命の延伸、健康格差の縮小、すこやかに産み育てるの3点を挙げています。

全体目標を達成するために行う取組の基本方針は、左下の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、右側に移って、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、こころの健康、格差をかかえる人の健康、次世代の健康、高齢者の健康と設定いたしまして、図の真ん中に八つの基本要素ごとに様々な取組を進めているところです。

次に、13ページをご覧ください。

計画の全体目標を達成するために必要な取組として、八つの基本要素を掲げています。

八つの基本要素としましては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康、健康行動、親子の健康とし、表に掲げております取組方針に基づいた様々な事業に現在取り組んでいるところです。

次に、14ページをご覧ください。

計画の推進体制についてですが、札幌市健康づくり基本計画である健康さっぽろ21の策定、推進、評価を行うため、本協議会の副委員長であります玉腰先生に座長を務めていただいております札幌市健康づくり推進協議会を設置しております。この協議会につきましては、25名を定員としておりまして、学識経験者、保健医療関係機関・保健関係機関、職域保健関係機関、市民関係団体等の代表、市民の代表で構成しております。

最後に、今後の予定です。現行計画の終期は来年度でございますので、次期計画につきましては2025年度——令和7年度からの開始を予定しています。昨年度、市民意識調査を実施しまして、今年度は、調査の結果等から現行計画の分析評価を進めております。その結果を踏まえ、次期計画の策定に取り組んでまいります予定です。

現行計画の最終評価と次期計画の策定に当たりましては、先ほどの協議会でご審議をいただき、また、市議会、パブリックコメント等を経まして、2025年——令和7年3月の策定を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

#### 【札幌市感染症予防計画の策定について】

○事務局（敦賀調整担当部長）　続きまして、私からは、資料の15ページからの今年度策定する札幌市感染症予防計画についてご説明いたします。

まず、計画策定の背景からです。

国では、昨年12月に新型コロナウイルス感染症の流行を背景に感染症法を改正し、こ

れまで都道府県のみで策定を義務づけられていました感染症予防計画について、保健所設置市である札幌市にも義務づけられることになりました。

本計画の目的につきましては、今後の感染症危機への備えとなりますが、1類から5類に分類される感染症に加え、新型コロナウイルスのように、新たな感染症の流行を特に意識し、備えを強化するものです。

今回の法改正のポイントといたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行時の対応を踏まえまして、記載事項を充実させ、新型コロナウイルスで構築した体制を想定し、有事の際に向けた体制を数値目標として定めて、これを実現するために、あらかじめ医療機関や民間企業などの皆様方と協定を締結し、有事の際には迅速な体制構築を図るということになっています。

なお、医療提供体制に係る部分は、札幌市ではなく、都道府県が実施する事項となっています。

次に、16ページをご覧ください。

本計画の位置づけについてご説明いたします。

図に示しておりますとおり、札幌市は、今回、新たに計画を策定することになりますが、北海道は既存計画がありますので、これを改定することとなります。

位置づけの一つ目になりますが、北海道、札幌市ともに、今年5月に国が発表している基本指針に即した内容で策定することとなっています。

また、札幌市の計画は、北海道の計画を踏まえることで、北海道地域全体の計画と整合性を確保し、さらに、感染症の医療体制という部分では、北海道や札幌市が策定する医療計画、感染症有事の際の行動計画として策定している札幌市新型インフルエンザ等行動計画を関連計画として、予防計画との整合性を確保することも重要となります。

なお、札幌市の計画策定に当たりましては、北海道が設置する北海道感染症対策連携協議会において協議することが法律によって定められています。

次に、17ページをご覧ください。

計画の概要についてです。

今後の感染症危機への備えを目的として、対象は感染症全体となりますが、特に新たなパンデミックへの備えを強化する視点で策定していきます。

主な記載内容につきましては、①の感染症の予防、まん延防止、②の情報の収集、検査の実施体制、③の医療提供体制、移送体制など、④の人材の養成、保健所の体制確保、⑤のこれらの実施に向けた数値目標となっています。

これらについて、平時からの備えとして体制構築を進めながら、有事の際にも迅速に対応できますよう、感染症対策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、スケジュールについてです。表のとおりですが、現在、北海道の連携協議会に加えて、札幌市の附属機関でもある札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議にもお諮りしながら協議を進めているところです。

今後は議会等にもお諮りしながら、パブリックコメントを経まして、来年3月に策定することとして現在進めているところです。

私からは以上でございます。

**【動物愛護管理センター竣工のご報告と今後の事業展開について】**

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 資料の18ページをご覧ください。

昨年度の当協議会におきまして、（仮称）動物愛護センター整備事業について説明させていただきましたが、このたび工事が完了いたしましたので、正式名称が動物愛護管理センター、愛称はあいまるさっぽろの竣工のご報告と今後の事業展開について説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

最初に、施設についてです。

9月30日、つい先日ですが、工事が完了いたしました。予定どおり、躯体は木造となっておりまして、こちらに外観写真がありますけれども、外壁も道産木材で覆うことで温かみを感じてもらえるような施設となっております。

次に、21ページをご覧ください。

こちらは、1階の平面図です。

昨年度の協議会でお示ししましたとおりとなっております。左側に矢印がありますけれども、入り口を入りまして向かって左手、図では上になりますけれども、緑色の丸の箇所のところでは猫たちが楽しそうに遊んでいる様子が目に飛び込んでくるように猫の部屋を配置しております。

次に、22ページをご覧ください。

こちらは、2階の平面図です。

2階には、各種セミナー等を開催できる100人収容可能なホールと動物に関する相談に対応する相談室を設けております。相談室では犬猫の飼い方や困り事などに関する相談をお受けできればと考えております。

なお、説明におきまして、以降、動物愛護管理センターにつきましては、新センターと略させていただきます。

23ページをご覧ください。

整備事業の概要です。

こちら昨年度の当協議会での説明から大きな変更はございませんが、右上の3番目の事業スケジュールの青字で示しているとおおり、正式名称が動物愛護管理センター、愛称あいまるさっぽろについて、本日の午後2時から市長記者会見で発表させていただいたところです。

次に、24ページをご覧ください。

竣工から供用開始までのスケジュールについてです。

今後、準備を進めていきまして、11月11日土曜日にオープニングセレモニー、そして、週明けの13日月曜日から新センターの供用開始という予定になっております。

続きまして、新センターオープン後の事業展開についてです。

26ページをご覧ください。

新センター開設後、特に力を入れる事柄としましては教育普及事業の強化と適正譲渡の推進の二つを考えております。いずれも、これまでもご協力をいただいております関係団体等のご協力を得ながら実施してまいります。

次に、27ページをご覧ください。

教育普及事業としましては、新センターの多目的ホールを活用した動物の適正飼育に係るセミナー、例えば、初めてペットを飼う方を対象にした犬猫はじめて講習会などのセミナーや子ども向けワークショップの開催を想定しているところで、今年度は計7回の開催を考えております。

なお、これらにつきましては来年度以降も継続的に取り組むことを予定しております。

次に、28ページをご覧ください。

特に力を入れていきたいことの二つ目である適正譲渡の推進につきましては、収容動物の健康管理、また、人に慣れさせるなどして譲渡機会を拡大することが重要と考えております。

収容動物の健康管理につきましては、収容中の健康管理だけではなく、譲渡先で増えることのないよう不妊手術をするなどの対応もしてまいります。

また、見た目も非常に重要でして、28ページの下の左のような汚れた状態で収容された犬について、ボランティアにトリミングをしていただき、譲渡につながったという例もございます。

新センターはこれまでよりアクセスもよく、また、ボランティア活動などもしやすくなることから、このような取組を強化するほか、情報発信も強化していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策について】

○事務局（西尾業務調整担当部長） 私から新型コロナウイルス感染症対策について説明させていただきます。

資料は31ページからとなります。

5類移行前と移行後の変更点について示しております。5類移行後の保健所の対応については、国の方針に基づき、段階的に縮小しているところです。

まず、一番上の相談体制についてですが、現在、コロナ健康相談ダイヤルとしてコロナに特化した救急相談や受診案内を行っております。5類移行後も一定期間は保健所の相談機能を残すこととされておりまして、移行前に三つあった窓口を集約して運営しております。

す。10月以降は稼働日を毎日ではなく、平日のみとしまして、休日・夜間は24時間対応の#7119が補完する体制としております。

次に、医療提供体制についてです。

5類移行前は発熱外来や重点医療機関といった一部の医療機関が担っておりましたが、札幌市医師会様にもご協力をいただき、より幅広い医療機関で対応する体制へと徐々に移行しております。

従来の発熱外来に当たる外来対応医療機関制度は10月以降も継続しておりまして、病床確保制度についても、一部見直しを行った上で継続する旨、国から方針が示されております。

一方、保健所の対応につきましては、5類移行後、症状のある方を対象に行っていた検査は終了し、患者の隔離も不要となったことから、宿泊療養施設の運営や保健所による患者移送体制も終了しております。

なお、3月までの間に流行拡大し、さらに医療逼迫も懸念されるような場合は、保健所も入院調整の支援や相談窓口対応を、平日のみではなく、土日・祝日にも広げるといった想定をしております。

次に、公費支援についてです。

医療費の自己負担分に係る公費支援について、5類移行後は、一部の公費支援を継続、その他は自己負担となっておりますが、10月以降の公費支援について、さらに一部見直しされています。例えば、コロナの治療薬については、全額公費だったところ、10月以降は、医療費の自己負担割合に応じ、最大9,000円が自己負担となります。

次に、32ページをご覧ください。

上段の療養支援についてですが、5類移行に伴って多くの事業を終了しております。その下の高齢者施設等支援については、集団発生時の報告基準が他の5類感染症と同様になりましたが、感染対策に関する施設からのご相談への助言等、必要な支援は継続しております。

次に、発生動向についてです。

発生届や日次報告による全数把握は終了となりまして、定点医療機関から週ごとの患者数を報告していただく定点把握に変わりました。報告していただいた患者数は、速報値として、週1回、ホームページへ掲載することにより市民へ情報提供しており、今後は、感染拡大期に、医療現場の状況なども参考に、必要に応じて注意喚起も行うこととしております。

最後のワクチン接種事業については、33ページにてご説明いたします。

9月20日から新たにオミクロン株XBB1.5対応1価ワクチンを使用した令和5年秋開始接種を始めております。対象者につきましては、初回接種を終了した全ての方としておりますが、令和5年度においては、重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患を有する方にのみ予防接種法の努力義務が適用されています。

接種体制といたしましては、引き続き医療機関における個別接種を中心に進めておりますが、医療機関での接種を補完する形で、下の表のとおり、10月2日——昨日から二つの集団接種会場でも接種を開始しております。

最後になりますが、保健所の医療対策室の人員体制については、コロナ対応の縮小化とともに徐々にスリム化しております。今後も感染状況を注視しながら適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○今委員長 全部で7項目でございました。それぞれの項目に関し、ご専門の立場から補足や疑問点、ご意見等を伺いたいと思っております。

何かございませんでしょうか。

○山田委員 私は歯科の人間でして、5ページ以降の第2次札幌生涯歯科口腔保健推進計画の策定について意見を述べさせていただきます。

昨年に制定されました条例に基づいて計画を推進されるということで、大変期待しているところでございます。

歯科医師会におきましては生涯において口腔機能を維持することが非常に重要と考え、従来から8020運動やオーラルフレイルの予防について周知活動しているところでございますが、今回の計画の中に機能維持を損ないやすい高齢者や障がい者への対応等を適切に行っていただきたい、そういう内容を盛り込んでいただきたいと思っております。

また、健康意識を醸成する上では、幼児期から学童期、中高生、それへの対応ということで、保健所と市教委がしっかりと協調した施策を策定していただけるように要望します。

○今委員長 大変重要なことでございまして、医科の立場から言わせてもらいます。

食事をしていない、唾液だけでも誤嚥性肺炎を起こしますので、非常に大事なことだと認識しております。歯科医師会様とともに一生懸命頑張って口腔ケアをやっていききたいと思えます。札幌市もよろしく願いいたします。

この件に関し、札幌市から何かございませんか。

○事務局（秋野成人保険・歯科保健担当部長） 山田委員からご指摘がありましたとおり、条例による歯科口腔保健推進計画では、健康寿命の延伸、また、健康格差の縮小を図っていくということで、歯科疾患の予防だけではなく、全身疾患の予防、全身の健康維持を図っていくことを大きな目標に掲げています。現在、歯科医師会の方々、また、医師会、そして、今日お集まりの関係団体の皆様にも参加していただき、協議を進めておりますが、いい計画になるように引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○今委員長 ほかにございませんか。

○白石委員 連町協の白石と申します。食育の関係で伺いたいことがございました。

時々、子ども食堂のニュースが流れるのですが、私は常に違和感を覚えています。結構誇らしげに食堂を運営していると言われますし、いろいろな方の協力をいただき、やっているということですがけれども、国や自治体として、こういう食堂が必要だということは

非常に恥ずかしいことなのではないのかなと私は考えるのです。市としては、子ども食堂の位置づけとございますか、どういうふうに考えているのでしょうか。

結局、基本的なことが解決しない限り、この問題は解決しないと思うのです。今はもう先進国ではないような状況ですけれども、それにしてもこういう食堂が全国にたくさんあるということはちょっとおかしいのかなと思っておりますので、今後どうしたらいいのかということも併せ、見解をお聞きしたいなと思います。

○今委員長 子ども食堂に関する今後の見解、位置づけについてご回答をいただけますか。

○事務局（保健所長） 今回の食育推進計画の中には、食を通して豊かな人間性を育みますという大きな基本理念があるのですけれども、今、子ども食堂があること自体、どうなのかというようなご意見でした。実際、私どもの管轄の中に子ども食堂は入っていないのですけれども、食に関して非常に困っている方、子ども食堂を必要としている方、また、運営されている方もいらっしゃいますが、食堂があることで解決するというものではなく、もっと根本的なことを解決しなければ豊かな食生活とならない、豊かな人間性とはならない、解決しないというご指摘を踏まえ、対応していきたいと思っておりますし、担当に伝えたいと思っております。

まさしく、おっしゃるとおり、目先のことだけではなく、根本が解決しなければいけないのだということは私もそのとおりだと思います。

○今委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 看護協会の高橋です。

スライドの32ページのコロナについてです。

高齢者施設の支援というところで、施設からの感染管理に関する相談対応は5類移行後も継続ということだったのですけれども、札幌市は、感染管理認定看護師と連携を取りながら高齢者施設に対して相談支援ができるようにしていたと思います。今後もそういう体制を取り、継続していくという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（西尾業務調整担当部長） これまで、感染管理の看護師にご支援をいただいていたというのは、クラスターが非常に広がって、我々だけでは助言し切れなかったためであり、サポートしていただき、大変助かっておりました。平常時に戻りましてからは施設でできる感染対策をしていただくということを基本に考えておまして、これまでご協力をいただいた皆さんとの連携についてはまた改めて検討していきたいと思っております。

○今委員長 一応は継続ということですが、段階的にということでしょうか。

○事務局（西尾業務調整担当部長） 同じ形での継続は基本的に考えておりませんが、何らかの連携はさせていただきたいと考えております。

○高橋委員 平常時へ戻っていかうとしていますが、高齢者施設は不安があるでしょうし、感染の拡大などが起きやすいので、形は少し変わっていくかもしれませんが、ぜひ連携する体制は維持しながらやっていっていただきたいなと考えております。

○今委員長 ほかにございませんか。



(「なし」と発言する者あり)

○今委員長 それでは、議事の2番目に移ります。

さっぽろ医療計画2024の策定についてですが、昨年、当協議会が札幌市からの諮問を受けて設置しましたさっぽろ医療計画2024策定委員会において議論をいただいております。このたび計画案を取りまとめていただきましたので、ご報告をお願いしたいと思います。

**【さっぽろ医療計画2024の策定について】**

○事務局（小山内医療政策担当部長） 私からさっぽろ医療計画2024の策定についてご説明いたします。

初めに、資料の34ページをご覧ください。

一つ目は、計画策定の趣旨と位置づけです。

さっぽろ医療計画は、札幌市における医療の現状や特性を踏まえまして、目指すべき医療提供体制とその実現に向けた施策を体系化するための札幌市独自の計画であります。

計画期間は6年間としています。

続きまして、二つ目の検討体制とスケジュールですが、先ほどありましたとおり、昨年11月の本協議会にて計画案の策定を諮問させていただき、下部組織でありますさっぽろ医療計画2024策定委員会や各種ワーキンググループにおいて協議検討を行っていただいたところです。その結果を受けまして、本日お手元の冊子のさっぽろ医療計画2024（案）を取りまとめさせていただきました。

次に、35ページをご覧ください。

さっぽろ医療計画2024の構成と主なポイントについてご説明いたします。

計画は全10章の構成となっております。本日は概要と主な改正ポイントを中心に説明させていただきます。

第1章は、先ほどの位置づけ等、背景についてです。こちらはお話をさせていただきましたので、第2章の現状と課題の部分についてお話しします。

皆さんもご承知のとおり、本市では、2025年以降も続く高齢者人口の増加、それから、生産年齢人口の減少を背景に、救急医療や在宅医療の需要の増加が見込まれる一方、医療従事者の確保は難しくなってくると考えられております。また、さきの北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の流行を受けまして、災害時や感染症流行時の医療体制についても課題となっております。こういった課題を踏まえ、第3章では基本理念と基本目標を記載しています。

基本理念につきましては、現行計画を踏襲いたしまして、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立としています。

また、基本目標は四つを設定しております。一つ目として、地域の安心を支える医療提供体制の整備、二つ目として、地域と結びついた医療連携体制の構築、三つ目として、

地域の医療体制に係る情報発信や市民理解の推進、四つ目として、市民の健康力・予防力の向上です。

続きまして、第4章では、5疾病と言われているがん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、認知症を含む精神疾患についての医療体制を記載しています。この5疾病につきましては、今回、健康診断の受診など、発症予防に係る取組を新たに明記させていただくとともに、次期札幌市高齢者支援計画の記載と併せ、認知症に係る医療体制についても追記させていただいております。

続きまして、第5章についてですが、現行の主な事業ごとの医療体制で、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、在宅医療の5事業を主要な事業としております。さらに、新たに新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、計6事業で構成しています。

各事業の改正ポイントです。

まず、救急医療では、今年度から行っております2次救急医療体制の見直しや後方支援体制の整備を計画に反映しております。

次に、災害医療では、先ほど申しました先の北海道胆振東部地震の状況を踏まえ、医師会のご協力をいただき、在宅酸素患者や透析患者などの医療的支援が必要な方への医療提供体制、それから、災害の種類や規模に応じた体制の整備を進めることとしております。

次に、周産期医療、小児医療については、市内の分娩取扱施設や小児科医療機関が減少していく中での救急医療体制の検証を行うとともに医療的ケア児への療養・療育支援などについて記載しています。

在宅医療については、地域包括ケアシステムの推進に向けた多職種における情報共有や連携の推進、かかりつけ医やACPなどの情報発信の強化も記載しています。

最後に、新興感染症発生・まん延時における医療として、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえまして、病床確保や発熱外来等の医療体制について記載する予定ですが、詳細につきましては、先ほども説明ありましたとおり、現在、北海道で策定作業中の北海道医療計画や北海道感染症予防計画の内容を反映させることとしています。

また、医療計画は第10章から成っておりますけれども、第6章から第10章については現状の課題などを踏まえた見直しを行っており、時点修正が主となりますので、この場での説明は省略させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○今委員長 皆様、お気づきでしょうか。

35ページの右の枠の事業の中の救急医療の中の丸の二つ目に救急車等の適正利用や人生会議（ACP）の普及啓発とあります。ACPの普及啓発がなぜ救急医療体制のところに入ってくるのかですが、これは非常に重要なこととして、人生会議をしっかりとやって、自分の最後のしまい方をきちんと決めておくことが非常に大事だということです。また、無駄な救急搬送や軽微な救急搬送で医療機関に軽微な方が殺到してしまい、本来救えるべき命が救えなくなってしまうということも含まれているわけです。

人生会議については札幌市の市民の認知度はまだ非常に低いと思われる状況で、当会も積極的に市民の皆さんへの情報開示と普及啓発を図ってまいりたいと思っております。

ただいまの内容について、これもかなりの会議を経験し、出てきたものですが、ご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、私から、後日、札幌市に計画案を答申させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、全体を通しまして、何かご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 ないようでございます。

皆様のご出席を賜り、また、ご協力をいただきまして、無事に議事を進行、終了することができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（関健康企画課長） 今委員長、委員の皆様、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の会議録は、後日、委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容についてご確認をいただければと存じます。

それでは、以上をもちまして令和5年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

以 上